

すべきよし延喜御記さだめられしより、この櫻かるれば近衛大將これをうふる藻鹽こと、はなり

しなるべし、かく度々の火にやけし櫻にて、八重なりし時も、一重なりし時も有しなるべし、然るを兼好法師は必一重なるべきよしひたり、世に南殿といふは、もこの左近の櫻なるが故に、しか名付しといひ傳へたれば、八重なりし時も有しなるべし、こゝに載たるはいづれの御時の櫻にや、定かならざれども、その一重なりし折にうつしたりし種なるべし、次に出来るもをなじく、この櫻の種なり、うつし植たりし人の心のまゝに、紫宸殿左近櫻、平安左近櫻と名付たるのみにして、をなじく左近の櫻なり、たゞうつし植られし折によりて、その樹はおなじからざるべし、また或人曰、嵯峨清涼寺地藏堂の前に櫻あり、この櫻を平安櫻と呼べり、時平公の植られし櫻なりと云、又貞信公のうへられし木なりともいへり、しかれば此花を寫せしもの歟、その花を見ざれば決しがたし、佐藤成裕平三郎水戸殿御家人曰、この平安左近櫻と稱するもの往々あり、人の珍重せしところ、古への絶品にして、いやしからず、南都へ移し植れば、瓣大にして、一朵七八莖にいたる、北地に植れば、花小なりといへども、色尤よし、

〔今昔物語 二十四〕敦忠中納言南殿櫻讀和歌語第三十二

今昔、小野宮ノ大キ大臣左大臣ニテ御座ケル時、三月ノ中旬ノ比、公事ニ依テ内ニ參リ給テ、陣ノ座ニ御座ケルニ、上達部二三人許參リ會テ候ハレケルニ、南殿ノ御前ノ櫻ノ器ノ大キニ神サビテ艶ヌガ枝モ庭マデ差覆テ、讎シ榮テ、庭ニ隙无ク散リ積テ、風ニ吹キ被立ツ、水ノ浪ナドノ様ニ見エケル、

〔書言字考節用集六生植〕墨染櫻スミゾノザクラ深草州

〔古今和歌集十衰傷〕ほりかはのをほきおほいまうちぎみ、身まかりにける時に、ふか草の山にお

さめてけるのちによみける、○中略

かむつけのみねを